

# 令和3年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	3	府省庁名 内閣府
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 <u>固定資産税</u> <u>事業所税</u> <u>その他（都市計画税）</u>	
要望項目名	企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長	
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業主導型保育事業は、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に基づき、休日や夜間の対応など企業の勤務時間に合わせた保育や、複数企業による共同利用等の柔軟で多様な保育の提供を可能とした施設について、整備費又は運営費の助成を行うもの。</p> <p>平成28年度に開始され、令和元年3月31日時点で3,768施設（定員86,695人）の助成決定をしている。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>平成29年4月1日～令和3年3月31日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、</p> <p>①企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を、助成を受けた後の5年間、価格の2分の1を参酌して、3分の1～3分の2の範囲内で市町村の条例で定める割合</p> <p>②企業主導型保育事業の用に供する施設に係る事業所税の課税標準を、価格の4分の1とする特例措置が設けられている（平成29年度税制改正で導入、令和元年度税制改正で2年間延長）ところ、当該期間を2年間延長し、令和5年3月31日（令和4年度末）までとする。</p>	
関係条文	<p>○子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）</p> <p>第四章の二 仕事・子育て両立支援事業</p> <p>第五十九条の二 政府は、仕事と子育てとの両立に資する子ども・子育て支援の提供体制の充実を図るため、仕事・子育て両立支援事業として、児童福祉法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち同法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とするものその他事業主と連携して当該事業主が雇用する労働者の監護する乳児又は幼児の保育を行う業務に係るものの設置者に対し、助成及び援助を行う事業を行うことができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>○地方税法（昭和25年法律第226号）（抄）</p> <p>附 則</p> <p>（固定資産税等の課税標準の特例）</p> <p>第十五条 （略）</p> <p>2～43 （略）</p> <p>44 平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象期間」という。）に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設（同項の規定による届出がされたものに限る。）のうち当該政府の補助に係るもの（以下この項において「特定事業所内保育施設」という。）の用に供する固定資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、補助開始対象期間内に最初に当該特定事業所内保育施設に係る政府の補助を受けた日（以下この項において「補助開始日」という。）の属する年の翌年の一月一日（補助開始日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度から五年度分（その者がその年度の初日の属する年の一月一日において補助開始日から引き続き当該政府の補助を受けている場合における当該年度分及び補助開始日が一月一日である場合における同日を賦課期日とする年度分に限る。）の固定資産税又は都市計画税に限り、当該固定資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格に二分の一を参酌して三分の一以上三分の二以下の範囲内で市町村の条例で定める割合（当該固定資産が第三百八十九条の規定の適用を受ける場合には、二分の一）を乗じて得た額とする。</p> <p>45～50 （略）</p> <p>（事業所税の課税標準の特例）</p> <p>第三十三条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 平成二十九年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの期間（以下この項において「補助開始対象</p>	

期間」という。)に政府の補助で総務省令で定めるものを受けた者が児童福祉法第六条の三第十二項に規定する業務を目的とする同法第五十九条の二第一項に規定する施設(同項の規定による届出がされたものに限る。)のうち当該政府の補助に係るもの(以下この項において「特定事業所内保育施設」という。)に係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該事業が法人の事業である場合にはその者が補助開始対象期間内に最初に当該政府の補助を受けた日(以下この項において「補助開始日」という。)の属する事業年度から当該政府の補助を受けなくなつた日前に終了した事業年度分まで、当該事業が個人の事業である場合にはその者が補助開始日の属する年から当該補助を受けなくなつた日の属する年前の年分までに限り、当該特定事業所内保育施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該特定事業所内保育施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額のそれぞれ四分の三に相当する面積又は金額を控除するものとする。この場合においては、第七百一条の四十一第三項の規定を準用する。

7 (略)

○地方税法施行令(昭和25年政令第245号)(抄)

附則

(固定資産税等の課税標準の特例の適用を受ける固定資産の範囲等)

第十一条 (略)

2~41 (略)

42 法附則第十五条第四十四項に規定する固定資産で政令で定めるものは、同項に規定する者が有料で借り受けた固定資産以外の固定資産とする。

43~49 (略)

○地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)(抄)

附則

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 (略)

2~77 (略)

78 法附則第十五条第四十四項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

79~88 (略)

(政令附則第十六条の二の八第一項の施設等)

第十二条の三 (略)

2・3 (略)

4 法附則第三十三条第六項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、子ども・子育て支援法第五十九条の二第一項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち企業主導型保育事業の運営費に係る補助とする。

減収  
見込額

○固定資産税

[初年度(29年度)] — (0) [平年度] — (▲127.0) [改正増減収額] —

○都市計画税

[初年度(29年度)] — (0) [平年度] — (▲24.0) [改正増減収額] —

○事業所税

[初年度(29年度)] — (▲70.2) [平年度] — (▲168.5) [改正増減収額] —

○合計

[初年度(29年度)] — (▲70.2) [平年度] — (▲319.5) [改正増減収額] —

(単位:百万円)

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>国難ともいべき少子化の危機に直面する中で、女性就業率の上昇とともに保育所等の利用児童数も増加している中で、待機児童問題は待ったなしの問題であり、最優先で取り組むべきものである。</p> <p>平成 29 年度税制改正においては、「待機児童解消加速化プラン」による平成 29 年度末までの保育の受け皿の整備目標を 40 万人から 50 万人に拡大したことを背景として、企業主導型保育事業の活用を促進を図るため、固定資産税等の課税標準の特例措置が講じられた。</p> <p>さらに「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、平成 29 年 6 月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、令和 2 年度までに約 32 万人分の受け皿を整備することとしたことを受け、「子育て安心プラン」の目標期間である 2020（令和 2）年度末までと併せて 2 年間、上記特例措置を延長した。</p> <p>各市町村において、子ども・子育て支援法に基づき、令和 2 年度から 5 か年の第 2 期市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「第 2 期計画」）を策定しており、当該計画に関する基本指針において、待機児童解消の観点から保育の受け皿として重要な役割を果たしている企業主導型保育施設については、認可保育所等と同様、第 2 期計画の確保方策とすることを可能としている。</p> <p>企業主導型保育事業は、保育の受け皿を整備するため、約 2 万人分の新規募集を行っているところであり、待機児童解消の観点から、少なくとも第 2 期計画の中間見直しが行われるまでの期間において新たに整備される企業主導型保育施設についても上記特例措置の対象とすべきである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>企業主導型保育事業は、法定されている事業であり、企業の保有する土地等を活用し、かつ、認可保育並の質を確保しながら柔軟な保育サービスが実施できることから、待機児童解消にとって極めて有効な手段となっている。これまでも活用促進を図ることにより、「待機児童解消加速化プラン」「子育て安心プラン」の実現に寄与してきた。</p> <p>また、株式会社が設立した保育所については、固定資産税、都市計画税及び事業所税が非課税とされていることからすれば、企業主導型保育事業について課税標準の特例措置が講じられていることは、妥当な措置といえる。</p> <p>市町村が各市町村における保育の受け皿を整備するために建てる第 2 期計画においても、企業主導型保育施設を整備した上で当該施設を保育の受け皿の確保方策とすることを可能とすることから、第 2 期計画の初年度までに助成決定を受けた企業主導型保育施設は課税標準の特例措置を受けられるが、2 年度目以降に助成決定を受けた企業主導型保育施設は課税標準の特例措置を受けられないこととなれば、新たな受け皿整備の促進に歯止めがかかるおそれがあり、妥当ではない。</p> <p>そのため、企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置について、適用期間を少なくとも第 2 期計画の中間見直しが行われるまでの令和 5 年 3 月 31 日（令和 4 年度末）まで 2 年間延長する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 21. 子ども・子育て 【施策】 27. 少子化社会対策大綱及び子ども・子育て支援の推進
	政策の達成目標	令和4年度末までの必要な保育の受け皿整備及びそれによる待機児童の解消
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和4年度末まで
	同上の期間中の達成目標	第2期市町村計画期間中に必要な保育の受け皿整備及びそれによる待機児童の解消
	政策目標の達成状況	第2期市町村計画に基づき、各市町村が保育の受け皿を整備するため、確保方策に令和2年度以降整備予定の企業主導型保育施設を含めており、令和2年度に募集中の約2万人分の受け皿整備に必要な整備費を計上しているほか、継続的な支援を予定している。
有効性	要望の措置の適用見込み	(助成決定年度) ・平成29年度：1,726施設【実績値】 ・平成30年度：1,327施設【実績値】 ・令和2年度：1,200施設【見込み】  ※このうち、償却資産、土地等を所有する施設に適用 ※新規助成決定施設数を記載 ※令和元年度は新規募集なし
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	企業主導型保育事業の更なる活用が促進され、確実に保育の受け皿として整備がなされることで、各市町村における確保方策として機能し、待機児童の解消の実現に資する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	企業主導型保育事業の予算額（令和2年度）：2,269億円
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	企業主導型保育事業の運営費助成金の交付を受けた施設について、本税制措置の対象とされている。
	要望の措置の妥当性	株式会社が設立した保育所について、固定資産税、都市計画税、事業所税及び不動産所得税が非課税とされていること、令和2年度から5か年の市町村の計画において、同様に保育の受け皿確保方策として見込まれている企業主導型保育施設の整備時期が1年度ずれたことにより適用の可否が分かってしまうことからすれば、特例措置の適用期間を延長することは妥当な措置と言える。

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>—</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>平成 29 年度から令和元年度までにおいて、企業主導型保育事業について、約 9 万人分の保育の受け皿確保となる施設の助成決定を達成しており、同事業の活用が促進されていると言える。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成 32（令和 2）年度末までの約 32 万人の保育の受け皿整備及びそれによる待機児童の解消</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>上記約 32 万人の保育の受け皿のうち、企業主導型保育事業の整備目標 6 万人分については、令和 2 年 3 月末時点で約 4 万人分の保育の受け皿確保となる施設の助成決定を達成している。 令和 2 年度においては、約 2 万人分の募集枠の下で、新規募集を行い、審査を行っているところ。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成 29 年度 創設 平成 31 年度 延長（2 年）</p>